



島根県報

平成27年1月6日（火）

第2,662号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林の指定（2件）	（森 林 整 備 課）	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	2

【公 告】

基本測量の終了	（用 地 対 策 課）	3
---------	-------------	---

【特定調達公告】

江の川水道用水供給事業等運転監視業務委託に係る競争入札の参加資格等	（企 業 局 施 設 課）	3
江の川水道用水供給事業等運転監視業務委託に係る一般競争入札の実施	（ " ）	6

【収用委告示】

収用の裁決手続の開始の決定		9
---------------	--	---

告 示

島根県告示第1号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年1月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市鍋石町616、617-1から617-3まで、617-5、620-2から620-4まで

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第2号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年1月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市伯太町峠之内789-2から789-5まで

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第3号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年1月6日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 区域の名称

嘉久志

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から17号までを順次に結んだ線及び標柱1号と17号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
江津市嘉久志町2163番	1号及び17号
イ713番9	2号、4号及び5号
イ712番	3号
イ706番4	6号
イ706番2	7号
2164番4	8号から11号まで
2164番7	12号
2164番5	13号から16号まで

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成26年11月26日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年1月6日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（電子基準点現地調査）

2 作業期間

平成26年9月16日から同年11月26日まで

3 作業地域

浜田市、益田市、大田市、江津市、飯石郡飯南町、邑智郡邑南町、鹿足郡吉賀町

特 定 調 達 公 告

平成26年度において、江の川水道用水供給事業等運転監視業務の委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年1月6日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 特定調達契約により調達する役務の種類

江の川水道用水供給事業等運転監視業務

2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新手続

(1) 入札参加資格審査の申請

入札に参加しようとする者は、(2)により入札参加資格審査を受けなければならない。ただし、次の要件を満たす者でなければ入札参加資格審査を受けることができない。

ア 水道技術管理者資格を有する職員を雇用している者であること。

イ 官公庁における水道施設の維持管理及び運転監視業務の実績が、継続して1年以上あること又は水道技術管理者資格を有する職員を2名以上雇用している者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 島根県税の滞納（納期限が到来していないものを除く。）がない者又は納税義務がない者であること。

オ 消費税及び地方消費税について滞納（納期限が到来していないものを除く。）がない者又は納税義務がない者であること。

カ 公告日から入札書提出期限までの間に、島根県の建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱による指名停止を受けていない者であること。

キ 他の入札に参加しようとする者との間に、資本関係、人的関係その他入札の適正が阻害されると認められる関係がないこと。

ク 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 審査の申請手続

(1)により入札参加資格審査を受けようとする者は、次の方法により申請を行わなければならない。

ア 受付方法

この入札に参加を希望する者は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により、入札参加資格審査申請書及び所定の書類（以下「申請書等」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。ただし、電子調達システムの利用未登録者及び事情により手続を書面により行う者は、エの担当部局へ郵送し、又は持参すること。書類の郵送に当たっては、郵便書留等の配達記録が残るもの（以下「郵送等」という。）を利用すること。

イ 受付期間

公告日から平成27年1月28日（水）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する島根県の休日を除く。）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時までとする（ただし、平成27年1月28日は午後4時までとし、郵送等の場合は必着とする。）。

エ 郵送等の場合の受付場所

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地 島根県企業局経営課

オ 提出書類等

(ア)から(ス)までの書類を添付した入札参加資格審査申請書を提出するものとする。

なお、申請書類は、電子調達システム又は島根県企業局ホームページから必要書類をダウンロードするか、エの受付場所で直接入手すること。

(ア) 法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し

(イ) 個人にあつては、身分に関する誓約書

(ウ) 営業経歴調書

(エ) 有資格者職員調書

- (㊦) 委任状（契約の締結に係る権限を委任する場合に限る。）
- (㊧) 使用印鑑届書
- (㊨) 印鑑証明書
- (㊩) 業態調書
- (㊪) 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの納税証明書
- (㊫) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの納税証明書
- (㊬) 法人にあつては、財務諸表及び財産目録
- (㊭) 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書
- (㊮) 官公庁における水道施設の維持管理及び運転監視業務の受注実績がある場合には、それを証明する書類

カ 申請において使用する言語及び通貨

申請に使用する言語は、日本語とする。

なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(3) 入札参加資格審査

入札参加資格審査は、別に定める経営規模等審査基準に基づいて次の事項を審査するものとする。本審査における得点が83点以上（総得点の50パーセント以上）の者でなければ、参加資格を有することはできない。

- ア 審査基準日の属する事業年度の直前2事業年度の年間平均契約額
- イ 審査基準日の直前決算における自己資本の額
- ウ 審査基準日の直前決算における流動比率
- エ 審査基準日の前日における事業に従事する職員の数
- オ 審査基準日の前日までの営業年数
- カ 審査基準日の前日における有資格者職員の数
- キ 審査基準日の前日における官公庁の営業実績（水道施設における維持管理及び運転監視業務に限る。）
- ク 国際標準化機構が定めた規格ISO14001及びISO9001認証の取得状況

(4) 参加資格の審査基準日

審査の申請日

(5) 入札参加資格の決定通知等

ア (3)の審査の結果、参加資格を有すると決定したときは、平成27年2月3日までに電子調達システムにより入札参加資格結果通知書（以下「通知書」という。）により通知するとともに、島根県企業局の江の川水道用水供給事業等運転監視業務委託に係る入札参加資格者名簿に登録する。また、参加資格を有しないと決定したときも、通知書により通知する。

なお、書面により申請書を提出した者については、書面により通知する。また、参加資格を有しないと決定した時も通知する。

イ 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(6) 入札参加資格の有効期限及び更新手続

入札参加資格の有効期限は、その決定を受けた日から平成30年3月31日までとする。

なお、有効期間満了後引き続き入札参加資格を得ようとする者は、平成27年度から平成29年度までの入札参加資格審査の公告に基づき申請すること。

(7) 変更届

入札参加資格者は、次のいずれかの事項に変更があったときは、直ちに資格審査申請書記載事項変更届により届け

出なければならない。

ア 商号又は名称

イ 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名

ウ 主たる営業所の名称及び所在地並びにその代表者

エ 委任状の記載事項

(8) 入札参加資格の取消し

入札参加資格者が次のいずれかに該当することとなったときは、参加資格を取り消し、その者に入札参加資格取消通知書により通知する。

ア (1)のただし書のいずれかに該当しなくなったとき。

イ 入札参加資格審査の申請において虚偽の申請をしたとき。

ウ 営業を休止又は廃止したとき。

(9) 問合せ先

島根県松江市殿町8番地 島根県企業局経営課（電話 0852-22-5680）

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成27年1月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 調達内容

(1) 委託業務名及び数量

江の川水道用水供給事業等運転監視業務委託 一式

(2) 委託場所

島根県企業局西部事務所（島根県江津市松川町上河戸703）

(3) 業務概要

江の川水道用水供給事業、工業用水道事業及び太陽光発電設備の運転監視業務

(4) 委託期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

(5) 最低制限価格

本業務委託は、島根県総務部管財課が定める「庁舎清掃等委託業務に係る最低制限価格制度試行要領」に準じて最低制限価格が適用される業務委託である。

2 入札参加資格

(1) 水道技術管理者資格を有する職員を雇用している者であること。

(2) 官公庁における水道施設の維持管理及び運転監視業務の実績が、継続して1年以上あること又は水道技術管理者資格を有する職員を2名以上雇用している者であること。

(3) 平成27年度から平成29年度までにおける島根県企業局の江の川水道用水供給事業等運転監視業務委託に係る入札参加資格者の決定を受け、名簿に登録されている者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 島根県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

(6) 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

(7) 公告日から入札書提出期限までの間に、島根県の建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱による指名停止を受けていない者であること。

(8) 他の入札に参加しようとする者との間に、資本関係、人的関係その他入札の適正が阻害されると認められる関係がないこと。

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、公告日から平成27年1月28日（水）午後4時までに、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び所定の書類を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。ただし、電子調達システムの利用未登録者及び事情により手続を書面により行う者は、4(2)の担当部局へ郵送又は持参すること。書類の郵送に当たっては、郵便書留等の配達記録が残るもの（以下「郵送等」という。）を利用すること。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4 入札説明書等の交付等

(1) 交付期間

公告日から入札日の前日まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）

(2) 交付場所等

ア 島根県松江市殿町8番地 島根県企業局経営課

イ 電子調達システムの入札情報サービス（PPI）及び島根県企業局のホームページに掲載する。

(3) 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問のある者は、入札等質疑書を持参、郵送、電子メール又はファクシミリにより提出するものとする。

ア 提出期限

平成27年2月4日（水）午後4時まで

イ 提出場所

(2)アの場所

ウ 回答

平成27年2月6日（金）までに電子調達システムにより回答するとともに、入札情報サービス（PPI）に掲載する。

なお、やむを得ない事由により電子調達システム等を閲覧できない入札者については、書面により回答するので、8(7)の問合せ先まで連絡すること。

5 入札方法等

本案件は、島根県電子入札運用基準による電子調達システムにより行うものとする。ただし、電子調達システムの利用未登録者及び事情により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、島根県電子入札運用基準に定める紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り書面による（以下「紙入札」という。）ことができる。

(1) 入札書提出期間

電子調達システムにおいては、平成27年2月4日（水）午前9時から同月17日（火）午後4時まで

紙入札においては、平成27年2月16日（月）午前9時から同月17日（火）午後4時までに4(2)の場所に持参又は郵送等により提出すること（必着）。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8（平成29年3月まで）及び100分の10（平成29年4月以降）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金

額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100(平成29年3月まで)及び110分の100(平成29年4月以降)に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の辞退

- (1) 競争参加資格確認申請者の入札辞退は、電子調達システムによる入札書提出期日までは、いつでも入札を辞退することを認めるものとする。ただし、入札書を提出した後は、辞退できない。
- (2) 入札辞退者は電子調達システムにより手続を行うとともに、その理由を明記した入札辞退届を開札時まで、4(2)の場所に持参又は郵送等により提出すること。
- (3) 入札辞退届を提出せずに辞退した場合、あるいは辞退の理由が不適切な場合は、不誠実な行為として指名停止の措置を行う場合がある。

7 開札等に関する事項

以下の日時に行い、落札結果は電子調達システムにより通知するとともに、入札(落札)結果は入札情報サービス(PPI)に掲載する。

なお、書面により入札書を提出したものについては、電話等により通知する。

平成27年2月18日(水)午前10時から

開札場所：島根県企業局経営課

8 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た金額の100分の10以上を納付すること。
- (4) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要する。
- (6) 落札者の決定方法
島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 問合せ先
〒690-8501 島根県松江市殿町8番地
島根県企業局経営課 経営企画スタッフ 電話0852-22-5680
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be supplied : Go-no-kawa River Water Supply Project and Operational Supervision Work Tender
- (2) Date and time of tender : From 10:00 16 February 2015, to 16:00 17 February 2015
- (3) Supervising Office (Contract) : Management Division Bureau of Public Enterprise Shimane Prefectural Government 8 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken 690-8501, JAPAN

収 用 委 員 会 告 示**島根県収用委員会告示第1号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定したので告示する。

平成27年 1 月 6 日

島根県収用委員会会長 岡 崎 由美子

1 起業者の名称

島根県

2 事業の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路事業 3・3・30号城山北公園線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 島根県松江市南田町

（単位：㎡）

地 番	地 目		地 積		収用しようとする土地の面積	収用又は使用の別	備 考
	公簿	現況	公簿	実測			
不明 ただし、80番9 又は80番2	(80番9) 宅地 (80番2) 宅地	宅地	(80番9) 116.03 (80番2) 318.92	筆界未定の ため不明	0.56	収用	一部（その区域 は実測平面図① のとおり）
80番9	宅地	宅地	116.03	筆界未定の ため不明	27.91	収用	一部（その区域 は実測平面図② のとおり）
不明 ただし、80番9 又は80番8	(80番9) 宅地 (80番8) 宅地	宅地	(80番9) 116.03 (80番8) 26.61	筆界未定の ため不明	0.54	収用	一部（その区域 は実測平面図③ のとおり）
80番8	宅地	宅地	26.61	筆界未定の ため不明	6.29	収用	一部（その区域 は実測平面図④ のとおり）

表中①、②、③及び④は、別添実測平面図（省略）に記載の地番に付された記号を示す。

4 土地所有者の氏名及び住所

(1) 実測平面図①の土地について

不明 ただし、土地登記名義人（亡）佐和幸子相続人 若槻 博 島根県松江市雑賀町526番地5

又は、山田 英樹 大阪府吹田市新芦屋上29番K-1109号

(2) 実測平面図②の土地について

土地登記名義人（亡）佐和幸子相続人 若槻 博 島根県松江市雑賀町526番地5

(3) 実測平面図③の土地について

不明 ただし、土地登記名義人（亡）佐和幸子相続人 若槻 博 島根県松江市雑賀町526番地5

又は、持分2分の1 土地登記名義人（亡）佐和幸子相続人 若槻 博 島根県松江市雑賀町526番地5

持分2分の1 山田 英樹 大阪府吹田市新芦屋上29番K-1109号

(4) 実測平面図④の土地について

持分2分の1 土地登記名義人(亡)佐和幸子相続人 若槻 博 島根県松江市雑賀町526番地5

持分2分の1 山田 英樹 大阪府吹田市新芦屋上29番K-1109号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(1) 実測平面図①、②及び③の土地について

なし

(2) 実測平面図④の土地について

松江市上下水道事業管理者 上下水道局長 渡部 厚志 島根県松江市学園南一丁目17番24号

土地使用借権(設定年月日不明)

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成26年12月18日